

部局名	子ども部	所属名	母子保健課	所属長名	永井 成子	電 話	486-7250
-----	------	-----	-------	------	-------	-----	----------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3187		事務事業名称		予防接種事業						短縮コード		経常	3187	臨時	4207					
予算区分	会計	01	一般会計			款	04	衛生費			項	01	保健衛生費					目	02	予防費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務					根拠法令等		予防接種法に基づいて実施。平成 1 8 年度から八千代市定期外予防接種実施要領に基づき実施。													
☐ その他																					
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																					
・昭和23年予防接種法における一類疾病（ポリオ・ジフテリア・百日せき・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎）並びに昭和26年結核予防法の規定に基づいてＢＣＧ予防接種を実施してきた。結核は、平成19年3月23日感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正により、2類感染症と定義され、ＢＣＧ予防接種については予防接種法による予防接種となった。 ・平成18年度から八千代市定期外予防接種（ＢＣＧは医学的理由により6か月未満に接種できなかった1歳未満の乳児，DPT3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）1期は接種間隔8週間以上経過した者，日本脳炎1期は接種間隔4週間以上経過した者）を実施。 ・麻しんの流行により，臨時的麻しん予防接種（2歳以上7歳6か月未満で未接種の幼児とMR2期を未接種）を平成19年度のみ実施。																					
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測						総合計画の施策体系	6本の柱（章）		01	第 1 章健康福祉都市をめざして											
・平成16年度より千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度が開始され近隣市のかかりつけ医での接種が可能となった。 ・平成17年から日本脳炎は日本脳炎ワクチンを接種した後の重症のADEM（急性散在性脳脊髄炎）との因果関係があると判断されたことから積極的勧奨の差し控えとなっていた。日本脳炎の新ワクチンが平成21年6月2日から1期対象者に適用となり，平成22年度から1期対象者3歳児については積極的勧奨を行っている。また，平成23年度から9歳になる者及び10歳を対象に積極的な勧奨を行った。 ・平成19年に麻しん排除のため，時限的措置により平成20年度から24年度まで麻しん風しん混合ワクチンの3期（中学1年生）及び4期（高校3年生相当）が定期予防接種として導入された。 ・平成24年8月に生ポリオワクチンが中止された。9月から不活化ポリオワクチン，11月から4種混合ワクチンが定期予防接種となった。 ・平成23年，24年度に「子宮頸がんワクチン等接種緊急促進臨時特例基金事業」に基づき，子宮頸がん予防・ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種を実施した。平成25年度からは定期予防接種として実施する。							大項目（節）		01	第 1 節保健・医療											
							中 項 目		01	1. 保健											
							小項目（施策）		02	(2) 疾病対策の推進											
							細 項 目		02	②感染症対策											
実 施 計 画 の 計 画 事 業		1002	予防接種事業																		
計画事業の位置付けの有無					☐	計 画 事 業 期 間		～			計 画 事 業 費			千円							

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	◎定期予防接種は、市内に在住する生後3か月～7歳6か月未満の乳幼児及び9歳～18歳未満の児童・生徒。日本脳炎については20歳未満までに不足分接種（平成7年4月2日～平成19年4月1日：1期・2期対象者除く）できる。 ◎八千代市定期外予防接種（BCGは1歳未満の乳児、DPT3種混合1期は接種間隔8週間以上・日本脳炎1期は接種間隔4週間以上経過した者。
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成24年度に実際に行ったこと： ①対象年齢に合わせ2か月児・10か月児・3歳児・小学校に就学前1年間の幼児・8歳児・9歳児・10歳児・11歳児・中学1年生及び高校3年生相当に接種勧奨を実施。②接種方法として、ポリオ6月末まで集団接種。それ以外は委託医療機関で個別接種実施。新たに不活化ポリオ、4種混合ワクチンが加わる。③日本脳炎の定期予防接種の一部改正に基づき8歳及び9歳になる者に積極的な勧奨を行う。④麻しん風しん混合予防接種率向上のため、1期は、1歳6か月児歯科健診、2期・3期及び4期の未接種者に対しては、1月に個別通知にて接種勧奨を実施。⑤子宮頸がん予防・ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種を実施し、子宮頸がんワクチン対象の未接種者と高校2年の1・2回接種者に個別通知実施。 ※平成25年度に計画していること： ①対象年齢に合わせ1か月児・10か月児・3歳児・小学校に就学前1年間の幼児・9歳及び11歳児に接種勧奨を実施。②日本脳炎の定期予防接種の一部改正に基づき7歳・8歳及び18歳になる者に積極的な勧奨を行う。③麻しん風しん混合予防接種率向上のため、1期は、1歳6か月児歯科健診、2期の未接種者に対しては、1月に個別通知にて接種勧奨を実施。定期予防接種に子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンが加わる。子宮頸がん予防ワクチンの標準的な接種期間である中学1年生の対象者には接種勧奨を実施。④風しんの大流行に伴い、妊婦の「先天性風しん症候群」に対する感染予防の注意喚起を実施。
意図 （何を狙っているのか）	予防接種は、各種感染症に対する免疫を持たない対象者に、感染予防・発症予防・重症化予防及び感染症のまん延防止を目的に実施する。
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外

区 分			単位	23年度	24年度		25年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	市内に在住する生後3か月～7歳6か月未満の乳幼児の数	人	14,453	14,453	13,093	13,093
	指標2	市内に在住する11歳の児童数	人	1,888	1,888	2,081	2,081
	指標3	市内に在住する1歳児と5歳児の幼児数	人	3,658	3,658	3,592	3,592
活動指標	指標1	市内に在住する生後6か月未満の乳児でBCGの接種者数	人	1,652	1,685	1,566	1,621
	指標2	市内に在住する11歳の児童でDT2種混合の接種者数	人	1,632	1,464	1,469	2,076
	指標3	市内に在住する1歳と5歳の幼児で麻しん風しんの接種者数	人	3,464	3,717	3,561	3,694
成果指標	指標1	市内に在住する生後6か月未満の乳児でBCGの実施率	%	96	100	92.9	95
	指標2	市内に在住する11歳の児童でDT2種混合の実施率	%	87	95	100.3	95
	指標3	市内に在住する1歳児と5歳児の幼児で麻しん風しんの実施率	%	93.7	95	95.8	95
上位成果指標	指標1						
	指標2						
	指標3						

コード	3187	事務事業名称	予防接種事業				所属名	母子保健課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			平成25年春、風しんの大流行に対して、任意風しん予防接種の費用助成を健康づくり課主管で実施し、当課において妊婦及びその家族に対して「先天性風しん症候群」に対する感染予防の注意喚起を実施した。今後も感染症蔓延に即応が求められる。また、予防接種法の一部改正に伴い、平成25年度から子宮頸がん予防・ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に加わり、事業の規模が拡大して予算的にも増大する。今後も新たな予防接種の定期化が予測されており、業務効率を図るためにもＩＴ化の導入により効率を図る。			
		☒ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止・休止								
☐ 事業完了								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			平成25年度子宮頸がん予防・ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となったことで経費の増加となる。また、今後も新たな予防接種の定期化による経費の増加や感染症の蔓延防止対策に係る臨時経費も予想される。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☐	☒		
低 下	☐		☐	☐				

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
《市民からの要望》 ・関係機関から感染症予防のため、乳幼児・児童の接種率の向上を図ることを求められている。 ・議会より、子どものインフルエンザ予防接種の助成をするよう要望あり。 ・昭和50年～52年生まれのポリオ予防接種の機会を設けるよう求められている。 ・子宮頸がんワクチンの副反応報告（報道）について、市民より接種見合わせの要望や問い合わせがある。 ・予防接種法の改正に伴い、対象者に適正な予防接種の情報の周知徹底を要望される。									

所属長コメント	予防接種事業は、感染症予防のために接種率向上に努めて行くことが大切となる。また、風しんの大流行等の対応のように、蔓延防止の対策や感染予防に対する注意喚起等が重要となる。平成24年度から不活化ポリオワクチン・4種混合ワクチンが定期予防接種となり、平成25年度から子宮頸がん予防・ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種になった。今後も新たな予防接種の定期化が予想されており、IT化等の導入により効率を図るよう努める。								
評価調整委員会評価	☒ 改革改善して継続			感染症予防の観点から、予防接種に対する重要性や正確な情報を周知するとともに、未受診者に対する勧奨を図り、接種率の向上に努めること。また、事務の効率化については、問題解決に努め順次推進すること。					
	☒ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☐ 現状のまま継続									